

横浜市記者発表概要

令和3年2月22日
教育委員会事務局
西部学校教育事務所教育総務課

教職員の懲戒処分について

1 事件の概要及び処分内容

所 属	小学校
被 処 分 者	教諭（男性・20代）
処 分 日	令和3年2月22日（月）
処 分 内 容	停職1箇月
監 督 者 責 任	校長・厳重注意
概 要	当該教諭は、令和2年8月から11月までの間、勤務する学校内において男子児童9名に対し着衣の上から、ペン先で胸部をつつく、臀部 ^{でんぶ} に手で触れる等の身体的セクシャル・ハラスメントを含む不適切な行為をした。

2 西部学校教育事務所長コメント

教育委員会として、不祥事の防止に取り組んでいる中、このようなことが起きたことは、極めて遺憾であり、大変申し訳なく思います。
当該教諭の行為は、児童の心を傷つけ、また教育公務員としての信用を著しく傷つける行為であり、許しがたいものです。
本市教育に対する市民の皆様の信頼を取り戻すべく、不祥事防止に向けて全力で取り組んでまいります。

お問合せ先

西部学校教育事務所教育総務課 Tel 045-336-3732